

家屋の新築・増築・取り壊しなどの際は 税務課へご連絡を!

家屋の固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。税務課では新築・増築家屋や取り壊し家屋などの把握に努めていますが、適切な課税を行うためにも、次のような場合は税務課までご連絡をお願いします。

【新築・増築の場合】

家屋を新築・増築された方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後はお早めにご連絡ください。ご都合のよい日を相談のうえ伺います。

【取り壊しの場合】

家屋の一部または全部を取り壊された方は、届け出が必要になります。届け出をしないままだと、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税されることがあります。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。すでに法務局(登記所)に取り壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。

【未登記家屋を所有権 移転した場合】

未登記家屋を売買や相続等で所有権移転された方は、届け出が必要になります。届け出をしないままだと、翌年度以降も引き続き前所有者に固定資産税が課税されることがありますので、お早めにご連絡ください。

※「家屋」には、住宅だけでなく、店舗・倉庫・車庫なども含まれます。

お問合せ 税務課 ☎22-8841



農業者年金で安心・豊かな老後を ～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎ 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

【国民年金】+【農業者年金】

◎ 次の要件を満たせば、加入することができます。

- ① 20歳以上65歳未満の方
- ② 国民年金第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者でないこと。)
※60歳以上65歳未満で加入する場合には国民年金の任意加入被保険者
- ③ 年間60日以上農業に従事している方

◎ 積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(80歳前に亡くなった場合、受け取れるはずだった金額が死亡一時金として遺族に支給されます。)

◎ 保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から6万7千円まで

◎ 支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎ 政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

例: 認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円(5割)補助

お問合せ 独立行政法人農業者年金基金 専門相談員 ☎03-3502-3199 / 企画調整室 ☎03-3502-3942



後期高齢者医療制度に加入の皆様へ 健康診査は受けられましたか?

健康診査は令和6年2月末日まで受けることができます。

受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受けていない方は、この機会に是非ご自身の健康状態をチェックしましょう。

□ 健康診査

- 対象者… 75歳以上の被保険者
65歳以上75歳未満で一定の障害があり広域連合の認定を受けられた方
- 検査項目… 問診、計測、診察、脂質、肝機能、尿、腎機能、代謝系
- 実施場所… 受診券に同封の実施医療機関一覧に記載されている医療機関
- 費用… 無料

□ 歯科健康診査

- ※対象の方には令和5年5月末に受診券等を発送しています。
- 対象者… 令和5年3月末で75歳、80歳、85歳の被保険者と90歳以上の被保険者
- 検査項目… 問診、口腔内検査、口腔機能検査
- 実施場所… 受診券に同封の実施医療機関一覧に記載されている医療機関
- 費用… 無料

■ 受診券等の紛失やご不明な点があれば、下記までお問合せください。

11月下旬から12月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。
※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。
※お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。



お問合せ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

令和5年度 健康体操教室

～誰でもかんたん!! 元気をつくる体操教室～

- 内容…筋カトレーニング:筋力アップで、スリム&老化防止を!
ストレッチ:ゆったりリラックス。体と心をほぐします。
- 講師…フィットネスアクト 運動指導士
- 日時と場所 ※約1時間程度

月日	時間	場所
令和6年1月31日(水)	13:30～	川辺 保健センター 2F
令和6年2月26日(月)	13:30～	中津 健康管理センター
令和6年3月18日(月)	13:30～	美山 保健福祉センター 2F

お申込みは不要!

どの会場でも参加できます。

当日は、運動できる服装で、シューズ(上履き)・お茶・タオルなどご持参ください。たくさんの方のご参加、お待ちしております!

お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

